

4-2. 算定事例の位置づけ

「第IV編 算定事例」は、中小規模の水道事業者であっても算定が比較的簡便に行えるよう、具体的な事例を基に、費用便益比の算定プロセスを示したものである。

算定事例の諸数値は、原則として、当該事業の実態に即した数値に置き換えて使用すること。

但し、渇水による減・断水被害の原単位等、各事業者が独自に算定することが困難であるものは、デフレータにより価格調整した上で、その数値を使用してもよい。

(算定事例の位置づけ)

費用対効果分析は、水道事業に導入されてから歴史が浅い。一方、簡易水道等施設整備補助等は、技術職員の少ない事業体であってもその対象となる。

このため、本マニュアルでは、換算係数法の採用など、算定プロセスの簡略化を図るとともに、算定事例により費用便益比(B/C)の算定手順を解説している。なお、算定事例は、便益算定の考え方の事例を示したものであり、事業者が独自の判断・工夫で根拠を明示して便益を算定することを妨げるものではない(3-4.便益の計測範囲を参照のこと)。

(マニュアルにおける記載数値の取り扱い)

費用については、当該事業に係る費用を計上する。

便益についても、同様に、当該事業に係る特性等を考慮して算定することを原則とする。但し、減・断水被害の算定等において、以下の数値については、事業者が独自に設定することは困難であることから、マニュアルの数値を用いて差し支えない。但し、その場合は、マニュアルに記載した価格の年度と基準年度(評価を実施する年度)の価格をデフレータで調整するものとする(減・断水被害の算定方法は、第V編 資料集「3.減・断水被害の算定方法について」、「4.渇水時の供給者側の支出について」を参照のこと)。

(1)減・断水被害の原単位(生活用)

これまで渇水による減・断水被害等を経験していない事業においては、その被害原単位等を独自に分析することは困難である。このため、生活用水の不足に起因する被害額は、表 I-4.2 に示す原単位を準用しても差し支えない(原単位の算定根拠については、第V編 資料集「3.減・断水被害の算定方法について」を参照のこと)。

但し、給水制限日数は、水源水量と需要水量の関係を踏まえて独自に算定する。

(2)減・断水被害の影響率(業務営業用)

(1)と同様の理由で、業務営業用水の不足に起因する被害額は、表 I-4.3 に示す影響率を準用しても差し支えない(影響率の算定根拠については、第V編 資料集「3.減・断水被害の算定方法について」を参照のこと)。

但し、影響率を乗ずる生産額については、地域の実態に応じて設定する。